

## 令和3年度金融庁政策評価実施計画（案）

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 2. 令和3年度における政策評価の取組方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成29年8月1日金融庁訓令第31号。以下「基本計画」という。計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和3年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### （1）評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中長期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組を「主な事務事業」として掲げることとしている。

#### （2）実績評価の対象とする施策

別紙1「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和3年度の取組状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

令和3年度実績評価書は、令和4年8月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和3年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和3年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## 5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（ＲＩＡ）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔ＲＩＡ〕の記号を付している。

## 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

## 金融庁における令和3年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>	<p>1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響について的確に把握する。また、市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していく。その上で、低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるかといった観点から業態横断的な金融モニタリングを実施する。</li> <li>✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、以下の観点から深度ある対話を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手銀行グループについて、コロナによる事業の不確実性が続く中、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況に関する実態把握、および金融機関による資金繰り支援や資本性資金の提供といった事業者支援の状況についての確認等</li> <li>・地域金融機関について、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めた継続的な取組事例の把握</li> <li>・証券会社について、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等</li> <li>・保険会社について、事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築、グループベースでのガバナンスの高度化、自然災害への対応</li> <li>・日本郵政グループについて、市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保</li> </ul> </li> <li>✓ モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続するとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。</li> </ul>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ バーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分な対話をを行いながら準備を進めるなど、金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。</li> </ul>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。</li> <li>✓ 地域金融機関による継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする。</li> <li>✓ 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話をを行い、それぞれの取組を支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話をを行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。</li> <li>✓ 事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度的具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。</li> </ul>
<b>II 利用者の保護と利用者利便の向上</b>	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、金融事業者や業界とデジタル化の進展やコロナ禍の影響も踏まえながら、深度あるモニタリングを行うとともに、顧客目線に立った顧客意識調査を実施し、金融機関の「見える化」に関する具体的な取組に反映する。</li> <li>✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。</li> </ul>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>✓ 改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された第一種・第二種資金移動業者の登録・認可審査を実施するとともに、第二種資金移動業者を含め、モニタリングを行っていく。</li> <li>✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。</li> </ul>
<b>III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>	
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 網羅的で・機動的で・深度ある市場監視（広く、早く、深い市場監視）の実現を目指し、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。</li> <li>✓ 戦略的かつ横断的な市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進や市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。</li> </ul>

2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方を検討する。</li> <li>✓ 気候変動を含むE S G情報の開示の充実を図る観点から、サステナビリティに関する開示の好事例集を改訂する。</li> <li>✓ 会計監査の在り方に関する懇談会において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について、総合的に検討する。</li> </ul>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和3年6月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促す。</li> <li>✓ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。</li> <li>✓ 国際金融機能の確立に向けて、海外の投資運用業者に対する簡素な手続による参入制度の創設、海外金融事業者に対する英語での行政対応の拡大、海外から参入する資産運用業者等に対する創業・生活支援体制の強化等に取り組む。</li> <li>✓ 特定投資家制度の拡充等の制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方を検討する。</li> <li>✓ 銀証ファイアーオール規制について、利用者本位のサービス提供が図られるよう、制度整備を進めるとともに、必要な検討を継続する。</li> <li>✓ 東京証券取引所の市場構造改革の実現、私設取引システム（P T S）と金融商品取引所との間の適切な競争の促進など、市場機能の強化に向けた検討を実施する。</li> </ul>

(横断的施策)	
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品のデジタル化への対応のあり方等を検討する。</li> <li>✓ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するほか、フィンテックに係るビジネス動向を把握しつつ、事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう支援する。</li> <li>✓ 決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討の着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促していく。</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。</li> </ul>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 國際的に協調した対応・国際的な議論への貢献（コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際的な議論・連携、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る検査・監督の強化）を進めるとともに、国際的な当局間のネットワークを強化する。</li> <li>✓ サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組に活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。</li> <li>✓ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。</li> </ul>

(金融庁の行政運営・組織の改革)	
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政に関する情報発信の強化、④財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑤アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不斷に改善する。</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ さらなる組織活性化に向けて、①金融行政各分野の専門人材の育成、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もが能力を発揮できる環境の実現、④幹部職員等のマネジメント力向上、などのための取組を継続・拡充する。</li> </ul>

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～令和3年度）

基本政策	施策	令和3年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	①マクロブルーデンスの取組 ②効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「金融行政方針」に基づくブルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、3年度）</li> <li>・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、3年度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、3年度）           </li></ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、3年度）</li> <li>・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、3年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、3年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスク戦略の把握・検証、3年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、3年度）</li> <li>・国際的に活動する保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、3年度）</li> </ul>
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	①国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等円滑な破綻処理のための態勢整備 ②	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定期保証における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（バーゼルⅢ関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）から公表されたI C S V e r 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、令和3年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、3年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、3年度）</li> </ul>
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	①ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備 ②地域経済エコシステムの推進	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を促進（金融機関に対して、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間を長期に延長すること等の積極的な提案、3年度）</li> <li>・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進、3年度）</li> <li>・金融機能強化法の一部改正により創設された「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、3年度）</li> <li>・経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てる「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資慣行としての浸透・定着（経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進、3年度）</li> <li>・コロナの影響下における貸出条件緩和権限の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（以下「実抜計画」という。）の取扱いの明確化（コロナの影響下における貸出条件緩和権限の判定に係る実抜計画の取扱いの明確化に必要な対応を実施、3年度）</li> <li>・貸出態度判断D・I（前年同期（3年3月）の水準を維持、3年度）※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> <li>・地域経済エコシステムの推進（地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献、3年度）</li> </ul>
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	①金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ②家計における長期・積立・分散投資の推進 ③アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ④金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、（「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容の充実、3年度）</li> <li>・[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①N I S A制度関連の税制改正要望提出、4年度、②N I S A制度の周知・広報活動の拡充、3年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、3年度）、②後見制度支援預金等の導入状況、3年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、3年度）</li> <li>・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、3年度）</li> </ul>
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	①金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ②利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、3年度）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・[主要]日本郵政グループにおける更なる態勢整備（顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに、自規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・[主要]資金業者における更なる態勢整備（自規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、必要に応じて監督指針等の改正を行い、資金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・[主要]無登録業者に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、3年度）</li> </ul>

基本政策	施策	令和3年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室相談員の研修受講状況（5回、3年度）</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、3年度）</li> <li>・多重債務相談窓口の周知・広報による活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、3年度）</li> <li>・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、3年度）</li> <li>・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、3年度）</li> <li>・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、3年度）</li> <li>・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、3年度）</li> <li>・暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理制度等について、機動的かつ深度のあるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る、3年度）</li> </ul>
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<p>① 広く早く深い市場監視の実現に向けた取組</p> <p>② デジタライゼーション対応と戦略的人材の育成</p>	市場監視機能の強化を通して、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視の実施（様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施、3年度）</li> <li>・[主要] 具体的で分かりやすい情報発信の実施（個別の勧告・告発等や、企業情報等の開示、証券業者等の検査・モニタリング、不公正取引に係る各事例集の公表等における具体的で分かりやすい情報発信、3年度）</li> <li>・[主要] 市場規律の強化に向けた一層の連携（金融商品取引所や自主規制法人等との業務報告・意見交換や IOSCO MMoU 等を活用した海外当局との情報交換の実施及び IOSCO 等の国際会議における積極的な情報発信、3年度）</li> <li>・[主要] 積極的・機動的な調査・検査の実施（多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、3年度）</li> <li>・[主要] 重大で悪質な事案に対する厳正な対応（的確な刑事告発等の実施、3年度）</li> <li>・[主要] 証券モニタリングの適切な実施（コロナの影響下における顧客対応・適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理制度の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証、3年度）</li> <li>・[主要] 銀証ファイアーオール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討（関係部署と連携し検討、3年度）</li> <li>・[主要] 市場の公正性・透明性の確保等（複数の市場（取引所・P TS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握、3年度）</li> <li>・[主要] 裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用（無登録で金融商品取引業を行っている者に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、3年度）</li> <li>・[主要] デジタライゼーションの一層の推進及び人材の育成（デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化、幅広い視点を持った人材の育成、3年度）</li> </ul>
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p> <p>③ EDINET の整備</p> <p>④ 我が国において使用される会計基準の品質向上</p> <p>⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</p> <p>⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p> <p>⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p> <p>⑧</p>	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組の促進（企業情報の開示の充実に向けた取組の促進、3年度）</li> <li>・[主要] 上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方についての検討状況（金融審議会において検討、3年度）</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、3年度）</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、3年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）</li> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、3年度）</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、3年度）</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、3年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、3年度）</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数（国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進、3年度）</li> </ul>
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p> <p>② 資産運用業の高度化</p> <p>③ 国際金融機能の確立</p> <p>④ 市場の機能強化に向けた環境整備</p> <p>⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等</p> <p>⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上</p>	市場の公正性・透明性・信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況（コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促すとともに、これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行う。中期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（「見える化」の促進等に取り組む、3年度）</li> <li>・[主要] 「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況（「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、3年度）</li> <li>・海外プロモーション活動等の取組状況（国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、3年度）</li> <li>・市場機能強化に向けた施策の推進状況（特定投資家制度の拡充等についての制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方についての検討、銀証ファイアーオール規制における上場企業等の顧客情報の授受等についての制度整備など、3年度）</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、3年度）</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（LIBOR の代替金利指標については、特定金融指標として指定した T O R F について、特定金融指標算出業者において、その算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取引法に基づいた対応を行う。TIBOR については、金利指標の傾健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関の取組をフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に関して必要な対応を行ふ、3年度）</li> </ul>

基本政策	施策	令和3年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
<b>(横断的施策)</b>				
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	① デジタライゼーションの加速的な進展への対応 ② 金融技術の発展を受けた対応		デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定・利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] Fintechサポートデスク、Fintech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況（Fintechサポートデスクで受け付けた相談や、Fintech実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、3年度）</li> <li>・Fintech Innovation Hubによる情報収集の実施状況（最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、3年度）</li> <li>・金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組（金融サービス仲介業者の登録、自主規制機関の認定及び金融サービス仲介業者への適切なモニタリング、3年度）</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、3年度）</li> <li>・決済システムの高度化・効率化の検討状況（具体的な検討推進、3年度）</li> <li>・クロスボーダー送金の高度化への取組（クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップのG20への進捗報告、3年度）</li> <li>・金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況（アンケート調査等のフォローアップの実施、3年度）</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（具体的な取組の推進、3年度）</li> <li>・送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等の検討（検討の推進、3年度）</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上 ③ 災害への対応		大規模災害等発生時の金融システム（金融庁及び金融機関等）における業務継続の確立を図ること 近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、3年度）</li> <li>・[主要] 災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、3年度）</li> <li>・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、3年度）</li> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、3年度）</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、3年度）</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害における被災者からの相談等の受付（各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、3年度）</li> </ul>
3 その他の横断的施策	① 國際的に協調した対応・國際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーション・レジリエンス） ② 國際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化） ③ サステナブルファイナンスの推進 ④ 規制・制度改革等の推進 ⑤ 事前確認制度の適切な運用 ⑥ 金融行政におけるITの活用 ⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等 ⑧ 経済安全保障上の対応		基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」及び「横断的施策-2」に該当するものを除く。）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大。）を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>① [主要] 國際的に協調した対応・國際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーション・レジリエンス、3年度）</li> <li>② [主要] 國際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化、3年度）</li> <li>③ [主要] サステナブルファイナンスの推進（企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献、3年度）</li> <li>④ 規制・制度改革等の推進 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、3年度）</li> <li>⑤ 事前確認制度の適切な運用 ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、3年度）</li> <li>⑥ 金融行政におけるITの活用 ・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材確保・育成の取組の推進等、3年度） ・金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組の推進（電子納付が可能な手続きについてシステム整備等を推進、3年度） ・金融機関のモニタリングに利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進（次期システムの具体的な要件を踏まえ、開発に向けた作業を進捗、3年度）</li> <li>⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等 ・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施、3年度）</li> <li>⑧ 経済安全保障上の対応（関係機関との連携、3年度）</li> </ul>
<b>(金融庁の行政運営・組織の改革)</b>				
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） ② 金融行政に関する情報発信の充実 ③ 総合政策機能の強化 ④ 金融技術の発展を受けた対応 ⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化を通じた金融行政の質の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） ・[主要] 各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、3年度）</li> <li>② 第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施（内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、3年度） ③ 金融行政に関する情報発信の充実 ・[主要] 金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、3年度） ・金融庁Twitter（日本語版アカウント・英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数、その他SNSでの情報発信強化（当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、3年度） ④ 財務局とのさらなる連携・協働の推進 ・[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況（財務局とのさらなる連携・協働の推進、3年度） ④ 金融技術の発展を受けた対応【再掲（詳細は横断的施策-1参照）】 ・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（具体的な取組の推進、3年度）</li> </ul>

基本政策	施策	令和3年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
2 検査・監督の見直し		①検査・監督の見直し（モニタリングのあり方）	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不斷に改善を図っていくこと	・【主要】「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方へ沿った検査・監督の実践、3年度）
3 金融行政を担う人材育成等		①専門人材の育成 ②職員の主体性・自主性の重視 ③誰もが能力を発揮できる環境の実現 ④幹部職員等のマネジメント力向上	全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること	・【主要】専門人材育成の取組状況（専門人材育成の枠組みのさらなる整備、3年度） ・【主要】職員の主体性を重視した枠組みの活用状況（職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備、3年度） ・【主要】業務の合理化・効率化の取組状況（業務のさらなる合理化・効率化、3年度） ・【主要】適切なマネジメントに向けた取組状況（マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充、3年度）

各施策及び主な事務事業

<b>基本政策 I</b>	<b>金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>
<b>施策 I－1</b>	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
<b>施策 I－2</b>	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
<b>施策 I－3</b>	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策 I-1

### マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。</p> <p>また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタライゼーションの進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融庁設置法</li><li>・各業法の目的規定、各種監督指針</li><li>・検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日)</li><li>・令和 3 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 3 年 8 月 6 日）</li><li>・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定）</li><li>・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日）</li><li>・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年 11 月 15 日）</li><li>・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（以下「金融行政方針」）（3 年 8 月 31 日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、3 年度）</li><li>・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、3 年度）</li><li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、3 年度）</li><li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、3 年度）</li><li>・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承</li></ul>

	<p>認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、3年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、3年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、3年度）</li> <li>・国際的に活動する保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、3年度）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナに起因する不確実性が継続していることも踏まえ、引き続き金融仲介機能の発揮状況とともに、今後の与信費用の発生といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響について的確に把握する。</li> <li>・市場における不確実性の高まりを踏まえ、市場変調に起因するリスクを業態横断的に把握し、個別金融機関との対話のほか、必要に応じた政策的な対応や情報発信に活用していく。</li> </ul>
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促していく。</li> <li>・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行う：           <ul style="list-style-type: none"> <li>①長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。</li> </ul> </li> </ul>

②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。

- ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、グローバルに活動する我が国の大手金融グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。
- ・各国とともに知見・教訓の蓄積や施策の好事例の共有を通じて我が国のモニタリング能力の向上につなげる。
- ・引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行う。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・ポストコロナにおける金融機関による企業支援のあり方の検討及び金融機関の健全性のモニタリングに資する観点から、金融機関から収集するデータや外部から購入する企業個社レベルの財務データなど、様々なデータ・情報ソースを組み合わせて活用し、コロナが企業の財務（収益や債務負担等）に与えている影響につき、多面的に実態把握を行う。
- ・中長期的なデータ戦略として、明細データ等のモニタリング実務や政策立案での活用のあり方や実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの調査・検討を行う。
- ・モニタリング高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行とも緊密に連携しつつ、データ収集・管理の枠組みの改善を継続する。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるとともに、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組む。
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、米ドルの一部テナー（期間）を除き2021年12月末の公表停止が確定しており、限られた時間を強く意識し、日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画（2020年8月公表、2021年4月一部更新）に則り、金融機関のLIBORからの移行に向けた取組について、監督当局として丁寧な顧客対応も含めて着実に進捗しているかモニタリングを行い、進捗状況に応じた対応の徹底を求めていく。また、金融機関以外の利用者に対しても必要な対応を促していく。さらに、円以外の外貨建てLIBORを参照する取引についても、各通貨の母国当局又は検討体が示したガイダンス等に沿った対応を求めていく。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施する。

【大手銀行グループ】

- ・コロナによる事業の不確実性が続く中、特に、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行う。その上で、金融機関による資金繰り支援や資本性資金の提供といった事業者への支援の状況について確認していく。
- ・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化する。将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境の変化も見据えた内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について金融機関と対話していく。さらに、各金融機関の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金融市场の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場や外貨流動性に係るリスク管理態勢の高度化を促していく。政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、引き続き対話を行っていく。
- ・金融機関のガバナンスに係る対話をさらに進める。特に、新興国を含む海外での買収や拠点拡大により統治構造が複雑になっていることや、証券子会社等を通じたリスクの高い取引が行われている実態を踏まえ、グローバルでの経営を支えるIT・システム・会計等のあり方や、グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性を確認していく。また、銀行グループの収益における非銀行業務の比重の高まりや、IT・デジタル技術の利活用の進展も踏まえ、専門性の高い分野を含む業務執行・ガバナンスのあり方についても、取締役会等による業務執行の監督の実効性や、経営人材の育成・選任プロセスを含めて確認していく。

#### 【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、融資先のポートフォリオを踏まえた、より的確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、引き続き取組事例の把握に努めていく。

#### 【証券会社】

- ・大手・ネット系・地域証券等の業態・特性に応じて、証券会社としての金融仲介機能を最大限発揮することができるよう、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等に関する取組や、それによる持続可能なビジネスモデルの構築といった観点について深度ある対話を継続する。

#### 【保険会社】

- ・事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築や顧客ニーズの変化に即した商品開発が重要であり、また、保険会社の海外進出が進む中、海外当局とも連携しつつ、グループベースでのガバナンスの高度化を進めることも重要なことから、これらの取組が着実に進められるよう、対話を通じて促していく。
- ・自然災害への対応については、再保険料が高騰する厳しい状況の中、

経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図りつつリスク管理を行うことが喫緊の課題であり、各社の取組へのモニタリングを継続する。さらに、適正・迅速な保険金支払いやリスクに応じた火災保険料率のあり方等について、損保業界等と対話をしていく。

- ・経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進めるとともに、財務上の指標や規制についても不断に見直しを行う。

#### 【日本郵政】

- ・日本郵政グループについて、市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化に加えて、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組について対話する。

#### 【その他の業態】

- ・電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、業務拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえたモニタリングを行い、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図っていく。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、A P I 方式に可能な限り早急に移行されるよう引き続きフォローアップするとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握していく。
- ・投資助言・代理業者について、インターネット・S N S 等を利用した広告表示や勧誘行為において事実と異なる表示等を行っている業者や、業務体制の不備や所在が確認できないなどの問題が認められる業者に対しては、必要な監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。
- ・店頭F X業者に対して、決済リスク管理態勢強化に向けて導入した3施策（リスク情報開示、ストレステスト及び取引データ保存・報告制度）の対応状況をモニタリングし、必要に応じてリスク低減等の態勢整備を促す。また、引き続き、顧客本位の観点から適切な勧誘が行われているか等の業務運営状況についてモニタリングを行う。
- ・投資運用業者における顧客本位の業務運営に向けたガバナンスの確立や、顧客の利益に資する商品組成・提供・運用・管理が実践されているかについてモニタリングを行う。また、投資信託を外部委託やファンド・オブ・ファンズ形式で運用している場合に、投資運用業者が投資対象先の運用状況や財産の管理状況を十分に調査・把握しているか等についてモニタリングを行う。さらに、コロナの影響等による不動産市場の変化等を踏まえながら、R E I T 等の運用状況について、モニタリングを行う。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。また、貸付事業を出資

- 対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続する。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。また、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用するファンドにおいて、投資対象先における運用管理の状況を把握しているか等についてモニタリングを行い、必要に応じて監督上の対応を行う。
  - ・信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続する。
  - ・電子記録移転権利等取扱業者の業務特性等を踏まえ、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、業容拡大に伴う業務運営状況に関する適切に当該業者へのモニタリングを実施していく。

**【担当部局名】**

総合政策局

総務課国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、マクロ分析室、**大手銀行モニタリング室**、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室、電子決済等代行業室監督局

総務課、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、協同組織金融室、保険課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

## 施策 I – 2

### 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（バーゼルⅢ関連告示等の整備、IAS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、3年度）</li><li>[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、3年度）</li><li>名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、3年度）</li></ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>各業態の健全性指標&lt;自己資本比率、不良債権比率等&gt;</li></ul>

### 主な事務事業の取組内容

#### ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- 2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分な対話をを行いながら準備を進める。
- 経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や有識者会議報告書の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話等、国内規制の整備に向けた検討や準備を着実に進める。
- 信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続

	き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努める。
② 円滑な破綻処理のための態勢整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</li><li>・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。</li></ul>

**【担当部局名】**

監督局

総務課監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課

総合政策局

リスク分析総括課、健全性基準室

### 施策 I – 3

#### 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融機関の取組状況を確認し、金融機関による事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、今後はポストコロナにおける力強い経済回復を後押しするため、金融機関による経済再生のための取組を促す施策を講じていく。</li><li>・金融機関自身が経営基盤を強化し、我が国経済の力強い回復と成長に資するよう、各金融機関の実態や金融システム全体の状況を的確に把握した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて対話を積み重ねていく。</li></ul> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（令和3年8月31日）等</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を促進（金融機関に対して、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間を長期に延長すること等の積極的な提案、3年度）</li><li>・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進、3年度）</li><li>・金融機能強化法の一部改正により創設された「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、3年度）</li><li>・経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に關</li></ul>

	<p>するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資慣行としての浸透・定着（経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進、3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出態度判断D. I.（前年同期（3年3月）の水準を維持、3年度） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> <li>・地域経済エコシステムの推進（地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献、3年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）</li> <li>・融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報&lt;内容&gt;</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認する。</li> <li>・金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めるほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行っていく。</li> <li>・地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話をを行い、それぞれの取組を支援していく。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話をを行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。その際、各金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等について、適切に実態を把握し理解するほか、各地域の経済や企業等の状況について、「企業アンケート調査」やその他幅広い関係者からの様々な情報収集等を通じて、分析・理解に努める。</li> <li>・地域金融機関による地元取引先等に対する継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況を重点的にモニタリングする。</li> <li>・ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有</li> </ul>

価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。

- ・特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話をを行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促していく。
- ・国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促す。
- ・地域金融機関のモニタリングに際しては、「コア・イシュー」も活用しつつ、経営トップをはじめとする地域金融機関各層の職員や社外取締役との間で対話をを行う。
- ・「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」で支援しているような先進的取組への着手が困難な地域銀行とも、システムコストに関する根本的な見直しの可能性について対話をを行う。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域経済の発展に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していくよう、それぞれの特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進める。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進める。
- ・併せて、これまで財務局による創意工夫の下で進めてきた探究型対話について、蓄積された対話の知見・ノウハウを整理し、その有効性を検証しつつ、持続可能なビジネスモデルの構築に資する対話手法の確立に向けて取り組む。
- ・また、中央機関においては、協同組織金融機関への経営・業務サポートといった役割を発揮するよう、業界全体のリスク管理の高度化や収益向上、財務基盤の強化に向けた取組等について、対話を通じて促す。
- ・独占禁止法特例法と資金交付制度について、「地銀経営統合・再編等サポートデスク」が中心となり、適切な運用を行う。
- ・経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を継続して行う。また、金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を行うために、経営者保証ガイドラインの経営上の位置付けや特則の運用開始を受けた事業承継時の二重徴求等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施するとともに以下の取組を行う。
  - i) 組織的事例の積極的な横展開のため、事例の更新や周知を行う。
  - ii) 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」について、各銀行の自主的な開示を促すとともに、半期ごとにその取組状況の見える化を行う。
- ・先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを

掘り起こし・マッチングする取組が早期に定着するよう、金融機関を含む関係者と対話する。

- ・「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、REVICに整備する人材リストから経営人材を確保した地域企業への補助、大企業人材向けの研修・ワークショップの提供及び本施策に関する周知・広報を着実に実施する。また、REVICに整備する人材リストを早期に1万人規模に拡充するため、関係省庁と連携し大企業への働きかけを継続するとともに、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図り、地域企業のための経営人材マッチングを促進する。
- ・「中小M&A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化や情報共有のあり方等について、関係省庁で連携して取組を進める。
- ・事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権（仮称）の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。
- ・地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論するRegional Banking Summit（Reg：ing／SUM）を、開催する。
- ・地域の関係者と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組を一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。
- ・金融機関が支援機関等と連携し、コロナ後における事業者のビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善に取り組んでいくよう、経営改善・事業再生・事業転換支援等に向けた環境整備を行う。例えば、関係機関と連携しつつ、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定及び「経営者保証に関するガイドライン」の見直しについて検討する。
- ・地域金融機関の現場職員の事業者支援能力向上につなげるため、金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組を支援していく。
- ・金融機能強化法（「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む）に基づき、資本参加の申請を受けた場合は、「経営強化計画」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実行性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価する。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申

請を受けた場合は、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価する。

- ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・早期健全化法に基づく資本増强行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・資本増强行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

## ② 地域経済エコシステムの推進

- ・金融機関を含む幅広い関係者からの情報収集を通じて、コロナの影響も含めた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実態把握を進め、地域産業・企業への支援方針に係る金融機関との対話等に活用していく。
- ・地域課題の解決支援については、「ちいきん会」等の有志ネットワークから寄せられた全国各地での地域課題に対して、「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めていく。

### 【担当部局名】

#### 監督局

総務課監督調査室、信用機構対応室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の保護と利用者利便の向上</b>
<b>施策Ⅱ-1</b>	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
<b>施策Ⅱ-2</b>	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策Ⅱ－1

### 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするために、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融経済教育研究会報告書（平成25年4月30日公表）</li><li>・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表）</li><li>・消費者基本計画（27年3月24日閣議決定）</li><li>・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定）</li><li>・未来投資戦略2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30年6月15日閣議決定）</li><li>・外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）（令和3年7月15日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）</li><li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（25年法律第65号）</li><li>・高齢社会対策大綱（30年2月16日閣議決定）</li><li>・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30年7月3日）</li><li>・認知症施策推進大綱（元年6月18日）</li><li>・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2年8月5日）</li><li>・2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（3年8月31日）</li></ul>

<b>測定指標 (目標値・達成時期)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容の充実、2年度）</li> <li>・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・4年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充、2年度）</li> <li>・利用者の利便性向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、3年度）、②後見制度支援預金等の導入状況、3年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、3年度）</li> <li>・[主要] 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、3年度）</li> </ul>
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを策定・公表した金融事業者数</li> <li>・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着	<p>金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要情報シート」の活用を促進する観点から、「重要情報シート」の導入・活用に向けて、引き続き業界と議論を行う。特に仕組債やレバレッジ・インバース型ETF等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進める。また、主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを行う。</li> <li>・取組方針や取組状況等に関する金融事業者からの報告内容について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表する。その際、取組方針等の公表におけるベストプラクティスを追求し、より良い取組を行う事業者が選択されるメカニズムを実現していく観点から、顧客が事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか、「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか、といった観点から事業者と対話を行う。また、取組方針や取組状況について、好事例の分析を行い、顧客にとって分かり</li> </ul>

やすい情報発信を行う。

・顧客への有益な情報提供及び顧客本位の商品募集をさらに促す観点から、投資信託で導入されている「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」（運用損益別顧客比率等）について、外貨建保険についても同様の基準で、比較可能な共通KPIを作成・公表するよう金融機関に対して促し、顧客が各業法の枠を超えて比較するために有益な情報を提供することができないか検討する。

・顧客本位の業務運営に関する取組が自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかという観点で、各業態における取組の進展も踏まえた上で、深度ある対話を継続して実施する。その際、経営目標として掲げる事項とその実績について、ギャップの有無やその要因、取るべき施策等について着目する。さらに、長期分散投資を実現するための提案プロセス（営業支援インフラの営業現場での適切な利用状況を含む）、最善の商品を提案するための選定の仕組みの構築、適切な動機付けにより経営目標の達成につなげる業績評価体系のあり方等に関しても、継続的にモニタリング・対話を実施する。

・各業態におけるリスク性金融商品の販売状況を把握・分析し、顧客本位の業務運営の観点から適切な販売がなされているかモニタリングを実施するとともに、以下の金融商品等に係る観点も含めたリスク性金融商品全般についてもモニタリングを実施する。

- テーマ性が強い投資信託についての適切かつ丁寧な顧客への説明の状況
- 外貨建保険の販売について、昨事務年度の指摘事項への対応状況（引き続き、保険会社及び金融機関代理店の実態を把握）や、MVAを利用した商品に関する監督指針改正を踏まえた対応状況

## ② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・つみたてNISA Meetupについて、幅広い層にアプローチできるよう、引き続きオンライン開催により継続的に実施していく。
- ・現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたてNISA等を活用した資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体等に対して、職場における情報提供の充実に向けて働きかけていく。
- ・2024年からの新しいNISA制度の導入に向けて、周知・広報を実施する。

## ③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）

- ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が、窓口やATMを通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知等を促していくほか、障がい者団体、金融

機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。また、2021年7月より公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されたため、必要に応じ総務省等と連携し、金融機関に対して、同サービスの理解の促進及び適切な対応を検討するよう求めていき、その対応状況についてフォローアップを行っていく。

- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表する。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、対応の着眼点等の整理や周知が進むよう、引き続き業界の取組を後押しする。このほか、認知症サポーターの養成、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押しする。
- ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」に基づき、以下の取組を実施していく。
  - ✓ 各金融機関に対し、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」について周知徹底を図るほか、受入れ企業や大学等と連携した取組の一層の推進など、さらなる利便性向上に向けた対応を促していく。
  - ✓ やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットについて、地方公共団体、大学、受入れ企業及び関係省庁等に配布を行う。
  - ✓ 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。
  - ✓ 外国人顧客を含めた適切な顧客管理の実施も引き続き促していく。
- ・金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が委託・実施した、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における適切なルール整備を後押しする。

#### ④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

- ・若年層を主たる対象として、ウェブ教材を含むICTを利活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組を推進する。具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、2022年4月から施行される成年年齢の引下げや、高校新学習指導要領の実施を踏まえた学校教員向け研修会等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組む。

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

銀行第一課

## 施策Ⅱ－2

### 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各業法の目的規定、各監督指針等</li><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）</li><li>・多重債務問題改善プログラム（19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li><li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日）</li><li>・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日）</li><li>・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（31年4月19日閣議決定）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、3年度）</li><li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li><li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [主要]日本郵政グループにおける更なる態勢整備（顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・ [主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、3年度）</li> <li>・ [主要]貸金業者における更なる態勢整備（自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、必要に応じて監督指針等の改正を行い、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・ [主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・ [主要]無登録業者に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、3年度）</li> <li>・ 相談室相談員の研修受講状況（5回、2年度）</li> <li>・ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、3年度）</li> <li>・ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、3年度）</li> <li>・ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、3年度）</li> <li>・ ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、3年度）</li> <li>・ インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、3年度）</li> <li>・ 不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、3年度）</li> <li>・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、3年度）</li> <li>・ 暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリン</li> </ul>
--	---

	グを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る。)
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数</li> <li>・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数</li> <li>・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数</li> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況&lt;金額&gt;</li> <li>※預金保険機構公表資料</li> <li>・振り込め詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> <li>※警察庁公表資料</li> <li>・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営を促す観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政处分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>・保険会社等については、人口減少等の事業環境の変化、更にはポストコロナを見据えた対応が求められる中、こうした事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築や顧客ニーズの変化に即した商品開発等について、各保険会社と対話を行っていく。</li> <li>・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命等については、顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスのあり方等への対応状況について対話していく。</li> <li>・少額短期保険業者については、各業者における経営管理や財務の健全性、業務の適切性について、財務局と連携して、自主点検結果を踏ま</li> </ul>

えつつ、日本少額短期保険協会等とも連携して、必要となる態勢等の整備について経営陣と対話をを行う。経過措置適用業者については、本則に円滑に移行するための対応計画の実行状況や顧客への周知状況を確認し、特に対応に遅れが見られる適用業者に対しては、本則移行の障害となる事由等を早急に解消するため、必要な措置を講ずるよう促す。

- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督していく。
- ・資金移動業者については、3年5月に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された種別の資金移動業である第一種及び第三種資金移動業者に係る登録及び認可審査を実施するとともに、第二種資金移動業も含めて、改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況を含めモニタリングを行っていく。また、前払式支払手段発行者については、改正資金決済法も踏まえた未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合に求められる移転上限額の設定等の措置が取られているか等について、モニタリングを行っていく。
- ・資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討状況を踏まえ、新たに全銀システムに接続する事業者に対するモニタリング上の対応を検討し、必要に応じて、事務ガイドラインを改正する。
- ・暗号資産交換業者については、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図るほか、新規の暗号資産交換業の登録申請者に対して、審査プロセスの透明性を維持しつつ、より迅速に登録審査を進める。また、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応する。

## ② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携する。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行う。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。
- また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の

- 上、指定機関の業務運営態勢の深化及びオンラインの活用も含めた利用者利便に一層資する取組を促す。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
  - ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
  - ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
  - ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進める。
  - ・貸金業の利用者についての実態把握を行う。
  - ・コロナウイルス等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引、例えばSNS個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化等について、多様な媒体を活用した注意喚起を推進する。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。
  - ・4年4月の成年年齢引下げ後においても、18～19歳の者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、当局による監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特にこうした年齢の者への貸付けについて貸金業法の遵守状況を確認する。また、アンケート調査により把握した18～19歳の者への貸付けに当たっての貸金業者等による自主的な取組が成年年齢引下げ後も実施されるよう、日本貸金業協会を通じた業界への周知や横展開等を通じて、これらの取組をさらに推進する。
  - ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
  - ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」

に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、また、広報活動等を通じて、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底する。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、  
協同組織金融室、保険課、証券課

企画市場局

総務課調査室、信用制度参事官室、金融トラブル解決制度推進室、企業開示課

総合政策局

総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課、フィンテック・モニタリング室

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>
<b>施策Ⅲ－1</b>	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
<b>施策Ⅲ－2</b>	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
<b>施策Ⅲ－3</b>	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

### 施策Ⅲ－1

#### 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワードルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等</li><li>・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（令和 2 年 1 月 24 日公表）</li><li>・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日公表）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①[主要] フォワードルッキングかつ機動的な市場監視の実施（様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施、3 年度）</p> <p>②[主要] 具体的で分かりやすい情報発信の実施（個別の勧告・告発等や、企業情報等の開示、証券業者等の検査・モニタリング、不公正取引に係る各事例集の公表等における具体的で分かりやすい情報発信、3 年度）</p> <p>③[主要] 市場規律の強化に向けた一層の連携（金融商品取引所や自主規制法人等との業務報告・意見交換の実施及び IOSCO 等の国際会議における積極的な情報発信、3 年度）</p> <p>④[主要] 積極的・機動的な調査・検査の実施（多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、3 年度）</p> <p>⑤[主要] 重大で悪質な事案に対する厳正な対応（的確な刑事告発等の実施、3 年度）</p> <p>⑥[主要] 証券モニタリングの適切な実施（新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適</p>

	<p>正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況、3年度)</p> <p>⑦[主要]銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討（関係部署と連携し検討、3年度）</p> <p>⑧[主要] 市場の公正性・透明性の確保等（複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握、3年度）</p> <p>⑨[主要]裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用（無登録で金融商品取引業を行っている者に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、3年度）</p> <p>⑩[主要]デジタライゼーションの一層の推進及び人材の育成（デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化、幅広い視点を持った人材の育成、3年度）</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・海外当局との情報交換件数&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 広く早く深い市場監視の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物株式市場をはじめ、債券、デリバティブ等の様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、市場環境を踏まえ、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、 フォワードルッキングかつ機動的な市場監視を行う。</li> <li>・市場における自己規律強化の観点から、個別の勧告・告発等や企業情報等の開示、証券業者等の検査・モニタリング、不公正取引に係る各事例集の公表等において具体的で分かりやすい情報発信を実施する。また、市場規律の強化に向けて一層の連携を図るため、金融商品取引所や自主規制法人等との業務報告・意見交換会を実施する。さらに、クロスボーダー事案への対応のため、IOSCO MMoU等を活用し</li> </ul>

た情報交換を海外当局と実施するとともに、IOSCO政策委員会等の国際会議において証券取引等監視委員会の取組を説明し、情報発信等を行う。

- ・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施していくとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。
- ・証券モニタリングにおいては、業態横断的に、新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営の定着状況、少子高齢化及びデジタライゼーションの進展を踏まえたビジネスモデルや市場の変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等について検証する。また、金融商品取引業者等の規模や業態に応じて、業務の特性を踏まえつつ、業務の適切性や内部管理態勢の整備状況等について検証するとともに、銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方について関係部署と連携し検討を行う。さらに、複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努める。
- ・無登録で金融商品取引業を行っている者に対し、投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、証券取引等監視委員会と金融庁等関係機関との間の連携を強化していく。

## ② デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

- ・戦略的かつ横断的な市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進により、市場監視業務の高度化・効率化を図る。また、デジタライゼーションの飛躍的進展及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進する。
- ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

## 【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総合政策局

総務課審判手続室

監督局証券課

### 施策Ⅲ－2

#### 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること。
目標設定の考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）</li><li>・「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）</li><li>・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）</li><li>・2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日）</li><li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）</li><li>・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日）</li><li>・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日）</li><li>・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日、元年9月3日）</li><li>・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月22日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組の促進（3年度）</li><li>・[主要] 上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方についての検討状況（金融審議会において検討、3年度）</li><li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、3年度）</li><li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、3年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、3年度）</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、3年度）</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、3年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、3年度）</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・EDINETのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む）</li> <li>・EDINETの利用者の利便性向上のための取組の実施状況&lt;内容&gt;</li> <li>・IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況&lt;件数&gt;</li> <li>・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数</li> <li>・公認会計士試験の出願者数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、サステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討する。</li> <li>・IFRS財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。</li> <li>・気候変動を含むESG情報の開示の充実を図る観点から、サステナビリティに関する開示の好事例集を改訂する。TCPDコンソーシアム等の活動を通じ、TCPD開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信していく。</li> </ul>

②	<p><b>金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、改正を行う予定の開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</li> <li>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
③	<p><b>E D I N E T の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・E D I N E T のシステム再構築について、次期システムを安定的に稼働させるため、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ、開発を進める。</li> <li>・当該構築作業においては、パブリッククラウドやアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を活用するとともに、利用者の利便性向上のため、E D I N E T で公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長などをを行う。</li> <li>・次期システムの運用及び保守については、意見招請における意見を踏まえて仕様書を確定させ、令和3年内に事業者の調達を行う。</li> </ul>
④	<p><b>我が国において使用される会計基準の品質向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計基準機構（F A S F）、企業会計基準委員会（A S B J）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、I F R Sへの移行を容易にするための取組を進めるとともに、I F R Sに関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方をI F R Sに反映する努力を強化する。</li> <li>・金融商品会計基準の検討・リース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたA S B Jの取組をサポートする。</li> <li>・「国際会計人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画する。</li> </ul>
⑤	<p><b>適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の在り方に関する懇談会において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について、総合的に検討する。</li> <li>・監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な品質管理に関する基準との整合性を確保しつつ、我が国の監査を巡る状況を踏まえた品質管理基準の改訂を行う。</li> </ul>

	<p>「株式新規上場（I P O）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「監査上の主要な検討事項」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び利害関係者との議論を行い、好事例の公表の検討を行う。</li> <li>・監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証する。</li> <li>・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）等を通じた、グローバルな監査品質の向上の取組について、副議長国としての立場や一元的な金融監督当局としての知見を活用して、I F I A Rの運営を積極的に主導し、我が国に拠点を置く同事務局への支援の継続、I F I A Rにおける議論の国内への還元にも取り組む。また、国際的な大手監査法人グループの経営層等と時下の認識の共有や対話等を行い、財務報告の強化にグローバルなレベルで貢献するとともに、各国の監査監督当局と一層の連携強化を行う。</li> </ul>
⑥	<p>公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。</li> <li>・モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、リモートを活用した検査の対象範囲を拡大するなど、実施方法の見直しを引き続き検討する。</li> <li>・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</li> <li>・監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況のほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化された態勢が、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。</li> <li>・海外子会社にかかるグループ監査や、監査上の主要な検討事項（K A M）等に係る検証のほか、品質管理基準等の改訂への対応状況等を確認する。</li> <li>・モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>・監査品質の向上のため、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングとが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努める。</li> </ul>
⑦	<p>優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験の運営において、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響に留意するほか、風水害の発生の増加傾向を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を進める。</li> <li>・大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡</li> </ul>

大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。

**【担当部局名】**

企画市場局

企業開示課

総合政策局

IFIAR 戦略企画室、審判手続室

公認会計士・監査審査会

### 施策Ⅲ－3

#### 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること。
目標設定の考え方・根拠	<p>日本の資本市場が経済全体のイノベーションや産業構造の変革を力強く後押しし、持続的な経済成長を実現するためには、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上が欠かせない。</p> <p>これまでの直接金融や市場型間接金融の機能向上の取組が必ずしもマクロの資金循環の変化に至っていないことを踏まえ、市場機能及び金融仲介機能の発揮状況について、利用者、市場仲介者、機関投資家、取引所等を見渡した資本市場の鳥瞰的な点検を行い、投資家保護にも留意しながら、インベストメント・チェーン全体の機能向上に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）</li><li>・「規制改革実施計画」（3年6月18日閣議決定）</li><li>・「成長戦略実行計画」（3年6月18日閣議決定）</li><li>・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2年12月8日 閣議決定）</li><li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成28年12月22日）</li><li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2年12月23日）</li><li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3年6月18日）</li><li>・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（3年6月30日改訂）</li><li>・「コーポレートガバナンス・コード」（30年6月1日改訂）</li><li>・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30年6月1日）</li><li>・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（31年4月24日）</li><li>・「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2年3月24日再改訂）</li><li>・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家</li></ul>

	<p>のための新たな市場に向けてー」（元年 12 月 27 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021 事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3 年 8 月 31 日）</li> </ul>
<p><b>測定指標 (目標値・達成時期)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況（コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保等の取組を促すとともに、これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行う。中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話に資するガバナンス情報が提供されるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資等に関する開示のあり方を検討する。改訂版のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する。3 年度）</li> <li>・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況（資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む、2 年度）</li> <li>・[主要] 「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況（「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、3 年度）</li> <li>・海外プロモーション活動等の取り組み状況（国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、3 年度）</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の推進状況（特定投資家制度の拡充等についての制度整備やスタートアップエコシステムに資する成長資金供給のあり方についての検討、銀証ファイアーウォール規制における上場企業等の顧客情報の授受等についての制度整備など、3 年度）</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、3 年度）</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（LIBOR の代替金利指標については、特定金融指標として指定した TORF について、特定金融指標算出業者において、その算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取引法に基づいた対応を行う。TIBOR については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関の取組をフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に関して必要な対応を行う、3 年度）</li> </ul>

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所市場第一部）</li> <li>・独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所市場第一部）</li> <li>・中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所市場第一部）</li> <li>・買収防衛策の状況</li> <li>・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）</li> </ul>
------	--

主な事務事業の取組内容	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティに関する開示の充実等の取組を含め、これまでのコーポレートガバナンス改革のフォローアップを行う。</li> <li>・改訂版のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する。</li> <li>・企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップ・コードの受入れ等を促すため、2年のスチュワードシップ・コードの改訂のフォローアップを行い、今後の課題を整理する。</li> <li>・投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家の建設的な対話を促すため、金融審議会ディスカージャーワーキング・グループにおいて、取締役会等の活動状況、人的資本への投資、人材の多様性の確保、監査に対する信頼性の確保等に関する開示のあり方について、幅広く関係者の意見を聞きながら検討する。</li> <li>・有価証券報告書等の記述情報の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示について、好事例の公表の検討を行う。くわえて、開示情報の充実を図る観点から、引き続き企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施する。</li> </ul>
② 資産運用業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各社のガバナンス機能の強化に向けた取組が、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているかについて、社外取締役等へのヒアリングや、個別ファンドの商品内容・運用状況に関する検証を行いつつ、大手資産運用会社以外にも対象を拡大して対話を継続的に実施する。</li> <li>・各社のESG／SDGs投資に関する取組について、特に投資家へのわ</li> </ul>

	<p>かりやすい説明の観点からモニタリングしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用パフォーマンスの「見える化」については、2事務年度の私募投信に関する調査に続き、ラップを含む投資一任や仕組債等の状況について、資産運用会社・販売会社・信託銀行・保険会社から情報収集を行い、調査・分析・公表を行う。</li> <li>運用会社各社が体制強化を図るオルタナティブ運用について、中長期的な取組として日本国内に定着することを目指し、情報収集や対話を継続する。</li> <li>デジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用による運用手法の多様化やオペレーションの効率化への取組が、資産運用業全体の収益性底上げと投信のパフォーマンス改善を通じた顧客への還元に繋がるよう、引き続き注視していく。</li> <li>資産運用に係るインベストメント・チェーン全体の高度化に向けて、顧客本位の観点から、運用会社を取り巻くシステムプロバイダーやインデックスプロバイダー等のサービスプロバイダーとも継続的な対話を続ける。</li> <li>「資産運用業高度化プログレスレポート2021」に寄せられた意見も踏まえ、資産運用高度化の進捗についてのレポートを4年夏に公表する。</li> </ul>
③	国際金融機能の確立
④	市場の機能強化に向けた環境整備

- ・成長資金供給のあり方について、特定投資家制度の拡充や株式投資型クラウドファンディング制度の機能発揮に係る関係府令等の改正を行うとともに、非上場株式のセカンダリー取引の環境整備等に向けた業界団体等における適切な制度設計の後押しを実施する。また、IPO時の公開価格設定プロセス、S P A C（特別買収目的会社）、私募取引の活性化に向けた環境整備も含め、スタートアップエコシステムに資する資金供給のあり方について検討を行う。
- ・銀行と証券との間のファイアーウォール規制について、利用者本位のサービス提供が図られるよう、上場企業等の顧客情報の授受等についての制度整備を進め、モニタリングの実効性の強化を行うとともに、必要な検討を継続する。
- ・セキュリティトークンに関して、事業環境の整備に向けた関係事業者等との連携及び検討を実施する。
- ・4年4月の新市場区分への円滑な移行を実現するため、今後予定される所要の手続き（上場会社の市場選択手続き等）について、引き続き東京証券取引所と連携し協力する。
- ・システム障害に係る再発防止策の実施状況について、その実効性を確保するため、適切にフォローアップする。
- ・金融商品取引所とP T Sとの間の適切な競争の促進等の観点から、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関してP T Sから金融商品取引所への移行基準等の制度のあり方について検討する
- ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。

## ⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等

- ・市場インフラは、利害関係者の利益を考慮した運営が求められるところ、特に競合他社が事実上存在しない振替機関及び清算機関においては、引き続き、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視する。
- ・外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、危機管理グループの会合への参加等を通じ、情報収集に係る枠組みの深化を進める。
- ・我が国の清算・振替機関等が遵守すべき事項について定めた監督指針について、近時の国内外における議論の進展を反映した内容とするため、市場インフラの運営に関する意思決定プロセスにおいて利害関係者の意見を適切に考慮する体制の整備を求める等の所要の改正を行う。
- ・店頭デリバティブ取引情報の国際的な集約に向けたC P M I - I O S C Oの提言を踏まえ、識別子の導入等の報告項目拡充に必要な内閣府令等の改正を行う。
- ・レバレッジ・インバース型E T F等は、中長期の投資・保有に適さないなど、一般的なE T Fとは異なるリスク特性があることを踏まえ、広

	告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げ等の対応を行う。
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定金融指標として指定したT O R F について、特定金融指標算出業者において、その算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取引法に基づいた対応を行う。</li> <li>・T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組をフォローアップする。また、T I B O Rの欧州域内利用に関しては、欧州委員会と欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課、総務課国際室

監督局

銀行第一課

証券課

証券取引等監視委員会

証券検査課

(横断的施策)

- 1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
- 2 業務継続体制の確立と災害への対応
- 3 その他の横断的施策

## 横断的施策－1

### IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

施策の概要	IT技術の進展等に伴うデジタル・イノベーションの加速化が将来の金融業等に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。
達成すべき目標	デジタル・イノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備し、利用者利便の向上を図ること。
目標設定の考え方・根拠	<p>経済社会全体のデジタル化が加速する中、民間事業者においても、ブロックチェーンや人工知能（AI）等の革新的技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるほか、新興国を中心に、経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。また、各国中央銀行においては中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する研究開発が活発化している。利用者保護の確保を図りつつ、企業の生産性や利用者利便の向上を実現するため、金融分野におけるデジタル・イノベーションを一層推進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）</li><li>2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～（3年8月31日）等</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>[主要] Fintechサポートデスク、Fintech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況（Fintechサポートデスクで受け付けた相談や、Fintech実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、3年度）</li><li>Fintech Innovation Hubによる情報収集の実施状況（最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、3年度）</li><li>金融サービスの提供に関する法律の施行及び施工後に向けた取組（金融サービス仲介業者の登録、自主規制機関の認定及び金融サービス仲介業者への適切なモニタリング、3年度）</li><li>金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（120社、3年度）</li><li>情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融</li></ul>

	<p>機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決済システムの高度化・効率化の検討状況（具体的な検討推進、3年度）</li> <li>・クロスボーダー送金の高度化への取組（クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップのG20に向けた年次報告、3年度）</li> <li>・金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況（アンケート調査等のフォローアップの実施、3年度）</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（具体的な取組の推進、3年度）</li> <li>・送金手段や証券商品等のデジタル化への対応の方針等の検討（検討の推進、3年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTechサポートデスクの受付状況</li> <li>・FinTech実証実験ハブの支援実施状況</li> <li>・基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの支援実施状況</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① デジタライゼーションの加速的な進展への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応する。また、FinTech実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、府内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行う。また、フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握しつつ、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力するため、面談等を通じて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等から情報を収集するほか、ミートアップ等により、フィンテック・ステークホルダーとの意見交換を行う。</li> <li>・金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押ししていく。</li> <li>・国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を目指す。</li> <li>・分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGINの活動への積極</li> </ul>

的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を継続する。

- ・一つの登録で銀行・証券・保険全ての分野における金融サービスの仲介ができるることにより、利用者利便の向上が期待される金融サービス仲介業について、その健全な発展及び利用者保護の観点から、自主規制機関の認定や事業者の登録審査等の施行を進める。具体的には、金融サービス仲介業に係る登録申請及び自主規制機関による認定申請について、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から適正な審査を実施する。また、金融サービス仲介業者の登録後は、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携し、当該業者に対するモニタリングを適切に実施していく。
- ・地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティの実効性を検証するリスクプロファイル等に基づき、リスクの高い先に対して検査を実施する。あわせて、これまでの検査・モニタリングのフォローアップも実施する。
- ・大手金融機関に対しては、例えば、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化（T L P T（脅威ベースのペネトレーションテスト））の実効性向上を含む）を促す。
- ・サイバーセキュリティ管理態勢について改善の余地がある中小・地域金融機関や資金移動業者のD e l t a W a l lへの参加を促す。また、金融機関の対応能力の一層の強化に向けて、演習後の速やかな振り返りや、適切な対応を実現できていない要因について深度ある分析を行う。
- ・サイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための項目を整備するための検討を進め、将来的に、同項目に基づく金融機関による自己評価を分析の上、他の金融機関と比較した自らの位置付け、改善すべき分野等を還元することを目指す。
- ・システム障害が発生した場合においては、原因や改善策について、モニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害や、金融機関・取引所のシステムリスク管理態勢に問題がみられる場合は、検査を含め、重点的に検証するなど、実効的かつ効率的に金融機関等へシステムリスク管理態勢の強化を促す。
- ・金融機関等のシステム障害の傾向、原因及び認められた課題や事例等について、事例集も含め金融機関等に共有することによって、自らの気付きを促すとともに、対話を通じて金融機関等の自律的な改善を促すことに力点を置いたモニタリングを進めることにより、システムリスク管理態勢の強化を促す。
- ・I T ・デジタル技術を活用し、新たな形で顧客課題の解決を図る先進的なサービスの提供により、顧客獲得につなげていくI Tガバナンスの発揮について、経営効率の観点を含めた上で、D Xへの取組といった着

眼点から金融機関を含む事業者と深度ある対話を行う。

- ・DXへ取り組む金融機関の課題について、コンサルタント等の有識者と意見交換を実施するとともに、事業者に対するアンケートや対話を実施し、それらを把握した上で、有益な事例等を整理して公表する。
- ・デジタライゼーション等による金融業の変化にあわせ、新たな金融サービスを提供する事業者（デジタルバンク）に対して、適切な審査を行う。
- ・次世代システム等への移行や、戦略的合併を検討している難度の高いシステム開発プロジェクトについて、スイッチングコストの観点も含め、プロジェクトの企画段階等からきめ細やかに金融機関と対話することで、金融機関の自律的な改善を促すとともに、システムの本番稼働後も、安定稼働に資する運用・保守ができるか等に関してモニタリングする。
- ・クラウドサービスやマイクロサービスといった新技術を利用した基幹系システムの構築など、先進的取組を行う金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやITに関するリスク管理等の観点について議論していくこと等により取組を後押しするとともに、次世代システムへの転換を目指す取組について得られた有益な情報を収集し、還元していく。
- ・モニタリングの品質向上及び金融機関の負担軽減に向けて、システム更改の検証等に関して、日本銀行とリスク認識を共有し、共同ヒアリングを実施する。
- ・オンラインで完結する新たな本人確認方法を導入したことも踏まえ、民間事業者による革新的な本人確認の実装を支援する。
- ・決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討の着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済の利便性向上に向けた検討を促していく。あわせて、決済の安全性確保の観点から、全銀システムに新たに接続する事業者に対するモニタリングのあり方についての検討など、必要な対応を行う。
- ・電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融EDI（Electronic Data Interchange）の利活用促進を図る。
- ・手形・小切手機能の全面電子化に向けて3年7月に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- ・法人インターネットバンキングについて、その利便性向上に向けて関係者と対話をしていく。
- ・グローバルステーブルコインへの対応も含め、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿って取組を推進し、国際的な議論に貢献する。
- ・3年秋頃に実施する金融業界における手続きの電子化の進捗状況に関する

るアンケート結果を踏まえ、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の枠組みを用いて、業態別の電子化の状況や好事例・課題等の共有を通じたフォローアップを行う。

- ・C B D C（中央銀行デジタル通貨）について、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて4年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うこととしており、財務省と連携しつつ、引き続きこの検討に貢献していく。また、G7において3年後半の公表を目指し作業が行われている共通の原則策定に貢献する。
- ・民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討を進める。

## ② 金融技術の発展を受けた対応

- ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。

### 【担当部局名】

総合政策局

　　 финтект室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室

企画市場局

　　信用制度参事官室、調査室

監督局

　　総務課、銀行第一課

## 横断的施策－2

### 業務継続体制の確立と災害への対応

施策の概要	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及び新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という）への対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
達成すべき目標	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること。</p> <p>近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。</p> <p>コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドライ</p>

	<p>ンを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という）の周知広報を行い、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震緊急対策推進基本計画（27年3月31日閣議決定）</li> <li>・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定）</li> <li>・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定）</li> <li>・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日）</li> <li>・国土強靭化年次計画2021（3年6月17日国土強靭化推進本部決定）</li> <li>・国土強靭化基本計画（30年12月14日閣議決定）</li> <li>・主要行等向けの総合的な監督指針</li> <li>・2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（3年8月31日）</li> <li>・東日本大震災からの復興の基本方針（23年7月29日）</li> <li>・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日）</li> <li>・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年11月7日、2年7月30日）</li> <li>・令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3年7月30日）</li> </ul>
<p><b>測定指標 (目標値・達成時期)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、3年度）</li> <li>・[主要] 災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、3年度）</li> <li>・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、3年度）</li> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、3年度）</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則含む）の運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、3年度）</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付（各種災害が発生した際に、</li> </ul>

	被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、3年度)
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
③ 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。</li> <li>関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>
④ 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。</li> <li>金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。</li> <li>災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。</li> <li>平時において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関自身の災害時における業務継続態勢（実効性のある業務継続計画）の策定・構築</li> <li>✓ 災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応態勢の整備を金融機関に促していく。</li> </ul> </li> <li>金融機関に対して、中小企業への強靭化対策パッケージの周知を含め、取引先中小企業の事業継続力強化の取組を促していく。</li> </ul>
⑤ 災害への対応	<p>[東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した事業者支援や、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促す。</li> <li>金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を</li> </ul>

抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。

- ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。

[コロナへの対応]

- ・コロナの影響により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主を対象としたコロナ特則を活用した支援がより一層なされるよう、周知広報を実施していく。
- ・2年2月に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて、引き続き、コロナに関して、事業者等からの金融機関との取引（資金繰り等）に関する相談に応じる。
- ・コロナの影響を踏まえた企業決算・監査等への対応について、コロナによる感染拡大の影響を注視し、必要がある場合には速やかに連絡協議会を開催するなど、関係者間で適切な連携を図る。

[新たな自然災害への対応]

- ・3年7月豪雨等の被災者支援に努めていくほか、今後の新たな自然災害に対しても、迅速かつ的確な対応を行っていく。

**【担当部局名】**

総合政策局

総務課、秘書課、管理室、金融サービス利用者相談室

企画市場局

市場課、企業開示課

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課

### 横断的施策－3

#### その他の横断的施策

施策の概要	基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応）」及び「横断的な施策－2（業務継続体制の確立と災害への対応）」以外の施策の実施。
達成すべき目標	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」及び「横断的施策－2」に該当するものを除く。）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大。以下同じ。）を図ること。
目標設定の考え方・根拠	<p>金融行政の目標を実現するため、国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献や国際的ネットワークの強化、サステナブル・ファイナンスの推進、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</li><li>・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（24年2月策定）</li><li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）</li><li>・経済財政運営と改革の基本方針2021「日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」（骨太方針2021）（3年6月18日閣議決定）</li><li>・成長戦略フォローアップ（3年6月18日閣議決定）</li><li>・第4次対日相互審査報告書（3年8月30日公表）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①【主要】国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーション・レジリエンス、3年度）</p> <p>②【主要】国際的ネットワークの強化（各国関係当局との緊密な連携、アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、3年度）</p> <p>③【主要】サステナブル・ファイナンスの推進（企業情報開示の質と量の向上、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理、国際的な議論への貢献、3年度）</p> <p>④規制・制度改革等の推進</p>

	<p>「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、3年度）</p> <p>⑤事前確認制度の適切な運用 ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、3年度）</p> <p>⑥金融行政におけるＩＴの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材確保・育成の取組の推進等、3年度）</li> <li>・金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組の推進（電子納付が可能な手続きについてシステム整備等を推進、3年度）</li> <li>・金融機関のモニタリングを利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進（次期システムの具体的な要件を踏まえ、開発に向けた作業を進捗、3年度）</li> </ul> <p>⑦許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等 ・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施、3年度）</p> <p>⑧経済安全保障上の対応（関係機関との連携、3年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献（コロナ対応における国際的な協調、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化、サイバーセキュリティの確保とオペレーションナル・レジリエンス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F S Bを中心、マネー・マーケット・ファンド（MMF）等のノンバンク金融仲介（N B F I）に関する作業を含め、コロナの世界的大流行に伴う金融の安定性に関する影響分析や対応が進められており、こうした国際的な議論に引き続き貢献する。</li> <li>・F A T F 第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン等対策を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組につき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携していく。</li> <li>・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン等対策に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン等対策共同システムの実用化の検討・実施に取り組む。</li> <li>・各金融機関等におけるマネロン等対策の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促していくほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めていく。</li> <li>・FATF 等における国際的な議論について、特に、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂案の最終化など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ関係の作業を中心に、主導的な役割を果たす。</li> <li>・第三者委託を含むオペレーション・レジリエンスやサイバーインシデントへの対応に関し、海外での規制動向など、各国における取組を適切に把握する。また、引き続き、G7 やG20 といった国際的な議論に積極的に貢献する。</li> </ul>
② 国際的ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル金融連携センター（GLOPAC）や二国間金融協力の機会を通じたアジア・新興国とのネットワーク構築・強化を進める。</li> <li>・従前より深度ある協力関係の構築を目指してきたアジア新興国との間では、率直・実践的な意見交換を通じた信頼関係の醸成が特に重要との観点から、コロナの影響による経済社会の変化等も踏まえた上で、意見交換の機会を増やすなど、協力関係のあり方を検討していく。GLOPACについては、アジアに限らず、中東やアフリカ、中南米の新興国の当局者に対し、オンライン型と対面型を組み合わせたハイブリッド型研修の実施やフォローアップ研修を実施することで、知日派の育成と協力関係の構築を行う。</li> <li>・先進国との間においても、共通して取り組むべき国際的課題への対応に向け、経済連携協定（EPA）に基づく合同金融規制フォーラム開催など、引き続き、率直な意見交換ができる協力関係を深化させていく。</li> <li>・各国当局において危機対応に向けた取組の実践化が進む中、海外発の不測の事態にも迅速に対応できるよう、米英欧等の危機対応関係当局との関係を一層強化するとともに、危機管理グループの運営に関する好事例の国際的な収集作業への参画等を通じ得られた知見を我が国モニタリング能力の向上につなげていく。</li> </ul>
③ サステナブルファイナンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFD提言に沿った開示などの民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、気候変動を含むESGに関する開示の好事例を含めて公表する等の取組</li> </ul>

を進めていく。

- ・「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内外の様々な投資家が脱炭素等に資する投資判断を容易かつ的確に行える環境整備を進める。具体的には、グリーンボンド等の適格性を客観的に認証する枠組みを構築し、こうした認証を得たグリーンボンドの情報等を幅広く集約・一覧化する情報プラットフォームを整備すべく検討を進める。また、ESG評価機関・データ提供機関について、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、期待される行動規範等の策定に取り組む。
- ・金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話していくとともに、ESGに関する金融サービスを通じた付加価値創出への取組についても議論する。
- ・サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めるに当たり、各産業がカーボンニュートラルを実現するためのトランジション（移行）も含め、企業の取組が適切に評価されるものとなるよう施策を進める。
- ・投資家保護の観点から、急拡大している個人向けESG関連投資信託について、資産運用会社・販売会社に対するモニタリングを進める。
- ・ソーシャルボンドについては、新たなガイドラインを踏まえて、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定を検討する。
- ・金融機関における投融資先の気候変動に対応できるよう積極的に関与し、ノウハウを提供するなどの支援を行うことが期待されている。こうした金融機関の取組を着実に進める観点から、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための地域金融機関向けの情報や知見を共有するなどの取組をさらに進める。
- ・日本銀行と連携し、3メガバンク・大手損保3グループを対象に、NFGSシナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施する。あわせて、投融資先支援と気候変動リスク管理に関し、まずは預金取扱金融機関・保険会社に必要な態勢に関するモニタリング上の着眼点を明確化する。
- ・3年11月にCOP26（気候変動枠組条約締約国会議）が開催されることも踏まえ、開示、民間資金の円滑な供給、資本市場機能の強化、気候関連リスク管理等に関する国際的な議論で主導的な役割を担う。くわえて、国内対応に資するよう、データ整備や指標、気候変動以外のサステナビリティ関連事項の国際的動向について知見の蓄積を進めること。また、民間部門の国際的な取組での議論も適時に把握し、こうした取組との協調や議論の成果の活用を図りつつ、参画する金融機関を支援する枠組み等を検討する。

#### ④ 規制・制度改革等の推進

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。</li> </ul>
⑤ 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図る。</li> </ul>
⑥ 金融行政におけるＩＴの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進 2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用（テレワークや外部とのオンライン会議の推進、RPAの活用等）や価値を生み出すITガバナンスの強化（予算作業の見直しや人材確保・育成の取組の推進）に取り組む。また、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、情報セキュリティ管理態勢の点検・確認、サイバー攻撃に備えた早期警戒活動及びインシデント対応能力の維持・向上、情報セキュリティ対策レベルの強化、サプライチェーンリスクへの対応など、着実な取組を推進する。さらに、金融庁全職員のIT・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上に取り組む。</li> <li>・金融庁の行政手続きの電子化 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を行う。</li> <li>・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、具体的な要件を踏まえた仕様の策定等に取り組む。</li> </ul>
⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組む。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、本事務年度においても引き続きアンケートを行う。</li> </ul>
⑧ 経済安全保障上の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携していく。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

- 1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
- 2 検査・監督の見直し
- 3 金融行政を担う人材育成等

## 金融庁の行政運営・組織の改革－1

### 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

施策の概要	金融行政の質を不斷に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不斷に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（3年8月31日）</li> <li>・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、3年度）</li> <li>・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施（内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、3年度）</li> </ul> <p>②金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、3年度）</li> <li>・金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数）。その他SNSでの情報発信強化（当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、3年度）</li> </ul> <p>③財務局とのさらなる連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況（財務局とのさらなる連携・協働の推進、3年度）</li> </ul> <p>④金融技術の発展を受けた対応【再掲（詳細は横断的施策－1参照）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（具体的な取組の</li> </ul>

	推進、3年度)
参考指標	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</li> <li>・金融行政モニターへの意見申出件数</li> <li>・各種サポートデスクへの相談件数</li> <li>・意見申出制度への意見申出件数</li> </ul> <p>②金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表件数</li> <li>・英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。</li> <li>・地域金融や、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。</li> <li>・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> <li>・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。</li> </ul>
② 金融行政に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行う。</li> <li>・金融庁の英語版ウェブサイトにおいて公表コンテンツの見直し・拡大を図るとともに、Twitter等も活用し、英語による情報発信強化を進める。</li> <li>・金融庁ウェブサイトの安定的な稼動に関し、現行の第一期政府共通プラットフォームから第二期政府共通プラットフォームへのシステム移行について、必要な設計、開発、テスト、移行等を行う。</li> </ul>

③ 総合政策機能の強化

- ・令和3事務年度の金融行政における重点課題に対していくかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～」を策定する。
- ・以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図る。
  - ✓ デジタライゼーションの加速的な進展への対応【再掲（詳細は横断的施策一1参照）】
  - ✓ 國際的に協調した対応【再掲（詳細は横断的施策一3参照）】
  - ✓ 規制・制度改革等の推進【再掲（詳細は横断的施策一3参照）】
  - ✓ 金融行政におけるITの活用【再掲（詳細は横断的施策一3参照）】
  - ✓ 家計における長期・積立・分散投資の推進【再掲（詳細は施策II－1参照）】
  - ✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（詳細は施策II－1参照）】
  - ✓ 資産運用業の高度化【再掲（詳細は施策III－3参照）】
  - ✓ 國際金融機能の確立【再掲（詳細は施策III－3参照）】
  - ✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（詳細は組織改革－1参照）】

④ 金融技術の発展を受けた対応【再掲（詳細は横断的施策一1参照）】

⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進

- ・各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協働をさらに進めるため、コミュニケーションの充実等を進める。
- ・金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、金融庁と財務局が協働してさらなる検討をくわえ、最適な業務運営となるソリューションを生み出す。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、総務課広報室、  
秘書課、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－2

### 検査・監督の見直し

施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不斷に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不斷に改善を図っていくこと。
目標設定の考え方・根拠	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができるか）と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（平成30年6月29日）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不斷に改善を図っていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（30年6月29日）</li><li>・2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（令和3年8月31日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	・[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗

	状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方へ沿った検査・監督の実践、3年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督の見直し（モニタリングのあり方）	<p><b>【モニタリング成果の整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・監督基本方針等に基づき、「実質・未来・全体」の視点からのモニタリングを進めるとともに、外部からの提言・批判が反映されるガバナンスと品質管理について、具体的な改善を進めていく。</li> </ul> <p><b>【モニタリングスキームの改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の経営状況を的確に把握するためには、データ分析の高度化とともに、立入検査による直接対話と新たなモニタリングスタイルであるリモート手法を柔軟に活用して、より深度あるモニタリングを行っていく必要がある。検査等の実施に当たっては、金融機関との意思の疎通と適切な認識の共有を目指し、手法を使い分けるとともに、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行う。特にリモート手法については、定着・進化させていくための効果的な実施に向けて改善を進めていく。</li> <li>・日本銀行との連携強化については、2年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考查の連携強化に向けたタスクフォース」のもとでの検討を踏まえ、検査・考查の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査等に取り組むこととしている。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組を着実に進めていく。</li> </ul> <p><b>【組織的な人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進する。</li> </ul>

#### 【担当部局名】

総合政策局

リスク分析総括課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－3

### 金融行政を担う人材育成等

施策の概要	さらなる組織活性化に向けて、①金融行政各分野の専門人材の育成、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もが能力を発揮できる環境の実現、④幹部職員等のマネジメント力向上、などのための取組を継続・拡充する。
達成すべき目標	全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること。
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る環境が大きく変化する中、金融庁の役割、必要とされる機能も大きく変化し続けている。これまで金融庁は、その行政手法のみならず、金融庁自身のガバナンスや組織文化を含めた改革を行ってきたところである。今後とも、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくためには、こうした取組を継続・拡充させていくことで、金融行政そのものを不斷に進化させていく必要がある。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none"><li>・2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築～（令和3年8月31日）</li><li>・金融庁の改革について（平成30年7月4日）</li><li>・当面の人事基本方針（30年7月4日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]専門人材育成の取組状況（専門人材育成の枠組みのさらなる整備、令和3年度）</li><li>・[主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況（職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備、3年度）</li><li>・[主要]業務の合理化・効率化の取組状況（業務のさらなる合理化・効率化、3年度）</li><li>・[主要]適切なマネジメントに向けた取組状況（マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充、3年度）</li></ul>
参考指標	職員満足度調査結果

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 専門人材の育成

- ・人材育成の基礎となる専門分野のあり方を点検するとともに、金融行政各分野の知見が組織全体で共有されるような取組等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクト及び各種研修を実施する。</li> <li>・金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会を与えるほか、信用リスク、市場リスク等のリスク管理分野におけるモニタリングや、新しい業態への対応力を高める仕組みを構築する。</li> </ul>
② 職員の主体性・自主性の重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ」や、金融行政が直面している課題を研究し、論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが、より多くの職員に積極的に活用されるための環境づくりを行う。</li> </ul>
③ 誰もが能力を発揮できる環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナを契機とした新しい働き方をポストコロナにおいても定着させていくため、テレワーク等の積極的な活用を進める。</li> <li>・職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、一元化に馴染む業務の集約、R P A (Robot i c Process Automation) の一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取組など、業務の合理化・効率化を進める。</li> <li>・能力・適性に応じた人事や、庁内及び一般からの公募を推進する。</li> </ul>
④ 幹部職員等のマネジメント力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に引き続き「見える化」する。</li> <li>・現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成を通じ、きめ細かい組織運営を行う。</li> <li>・幹部職員等に対し 360 度評価やマネジメント研修を継続的に実施する。</li> <li>・全職員を対象に職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバックを行う。</li> </ul>

### 【担当部局名】

総合政策局

組織戦略監理官室、秘書課、研究開発室、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、リスク分析総括課